

平成 22 年 9 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人

代表者名 執行役員 増田 要
(コード番号：8981)

資産運用会社

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社

代表者名 代表取締役 鈴木 博之
問合せ先 管理本部長 板橋 昇
TEL. 03-6439-0333

資産運用会社の社内規程（利益相反取引規程）の変更に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、下記のとおり、資産運用会社の利益相反取引規程（以下「本規程」といいます。）を変更することを決定し、本日開催された本投資法人の役員会において、その変更が承認されましたので、その内容をお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 22 年 9 月 7 日開催の第 7 回投資主総会において、本投資法人の資産運用について運営委託契約に基づくホテル事業（運営）会社への運営委託を可能とする規約の一部変更が承認されたことを受け、資産運用会社における体制作りのため、本規程を変更するものです。なお、運営委託による既存保有物件の資産運用を決定するものではありません。

2. 変更の内容

本規程の変更点は、下記の下線部です。

変更前	変更後
<p>(利害関係人等との取引方法及び体制)</p> <p>第 3 条 投資法人が利害関係人等との間で第 5 条乃至第 12 条に掲げる取引を行う場合は、下記の方法によるものとする。但し、当該取引の取引金額が基準金額未満の場合を除く。</p> <p>(1) 当社は、投資運営委員会にて検討を行う前に、以下の①乃至⑦の取引の種別に応じて、以下に定める書類を取得しなければならない。</p> <p>(記載省略)</p> <p>② 第 7 条に定める運用資産の賃貸 第三者作成の賃料を検証できる書類</p>	<p>(利害関係人等との取引方法及び体制)</p> <p>第 3 条 投資法人が利害関係人等との間で第 5 条乃至第 12 条に掲げる取引を行う場合は、下記の方法によるものとする。但し、当該取引の取引金額が基準金額未満の場合を除く。</p> <p>(1) 当社は、投資運営委員会にて検討を行う前に、以下の①乃至⑦の取引の種別に応じて、以下に定める書類を取得しなければならない。</p> <p>(記載省略)</p> <p>② - 1 第 7 条の 1 に定める運用資産の賃貸</p>

<p>賃借人が当社の利害関係人等と運営支援契約を締結する場合には締結するホテル運営支援契約案 不動産賃貸借契約書案</p> <p>(新設)</p>	<p>第三者作成の賃料を検証できる書類 賃借人が当社の利害関係人等と運営支援契約を締結する場合には締結するホテル運営支援契約案 不動産賃貸借契約書案</p> <p>② - 2 <u>第7条の2に定める運用資産の運営委託</u> <u>ホテル運営受託者が当社の利害関係人等と運営支援契約を締結する場合には締結するホテル運営支援契約案</u> <u>ホテル運営委託契約書案</u></p>
<p>(記載省略)</p> <p>(運用資産の賃貸)</p> <p>第7条 当社が、資産の運用を行う投資法人について、利害関係人等へ運用資産を賃貸する場合及び利害関係人等と締結した賃貸借契約の賃料その他重要な条件を変更する場合は、市場価格及び周辺相場等を調査し、利害関係人等でない第三者作成のマーケットデータ又は意見書等の賃料を検証できる書類を参考の上、適正と判断される条件で賃貸しなければならない。</p> <p>2. 利害関係人等に対する前項に基づく賃貸を行うことを決定した場合は、速やかに第4条に従い書面の交付を行うものとする。</p>	<p>(記載省略)</p> <p>(運用資産の賃貸)</p> <p>第7条の1 当社が、資産の運用を行う投資法人について、利害関係人等へ運用資産を賃貸する場合及び利害関係人等と締結した賃貸借契約の賃料その他重要な条件を変更する場合は、市場価格及び周辺相場等を調査し、利害関係人等でない第三者作成のマーケットデータ又は意見書等の賃料を検証できる書類を参考の上、適正と判断される条件で賃貸しなければならない。</p> <p>2. 利害関係人等に対する前項に基づく賃貸を行うことを決定した場合は、速やかに第4条に従い書面の交付を行うものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(不動産管理業務等の委託)</p> <p>第8条 当社が、資産の運用を行う投資法人について、利害関係人等へ運用資産に係る不動産管理業務等を委託する場合は、実績及び会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容及び業務総量等を勘案し決定する。</p> <p>(記載省略)</p>	<p>(運用資産の運営委託)</p> <p><u>第7条の2 当社が、資産の運用を行う投資法人について、利害関係人等へ運用資産を運営委託する場合、実績及び会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容及び業務総量等を勘案し決定する。</u></p> <p>2. <u>利害関係人等に対する前項に基づく運営委託を行うことを決定した場合は、速やかに第4条に従い書面の交付を行うものとする。</u></p> <p>(不動産管理業務等の委託)</p> <p>第8条 当社が、資産の運用を行う投資法人について、利害関係人等へ運用資産に係る不動産管理業務等<u>(第7条の2に定める運用資産の運営委託を除く。以下同じ。)</u>を委託する場合は、実績及び会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容及び業務総量等を勘案し決定する。</p> <p>(記載省略)</p>

以上